

【問 35】 正解 5 (才が誤り)

ア 正しい 父と子の関係を否定する方法は、「嫡出否認の訴え」と「親子関係不存在確認の訴え」の2つがある

本肢の内容は上記を覚えておけば解けますが、イ～オを理解するためには「推定される嫡出子」を理解する必要があります。

【推定される嫡出子とは】

下記①③④のいずれかに該当する子は「推定される嫡出子」となります。

- ① 妻が婚姻中に懐胎（妊娠）した子は、夫の子と推定します（民法 772 条 1 項）。
- ② 「婚姻の成立の日から 200 日以内」に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものと推定する。
- ③ 「婚姻の成立の日から 200 日を経過した後」又は「婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内」に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。
- ④ ①の場合において（婚姻期間中の妊娠であっても）、女が子を懐胎した時から子の出生の時までの間に 2 人以上の者と婚姻をしていたとき（妊娠時には前の夫と婚姻していて、その後離婚し、子を出産する前に、再婚していた場合）は、その子は、再婚後の夫の子と推定する。

▼①の具体例

A男とB女が婚姻（結婚）し、婚姻期間中に、子Cを懐胎（妊娠）した場合、Cは夫Aの子であると推定される

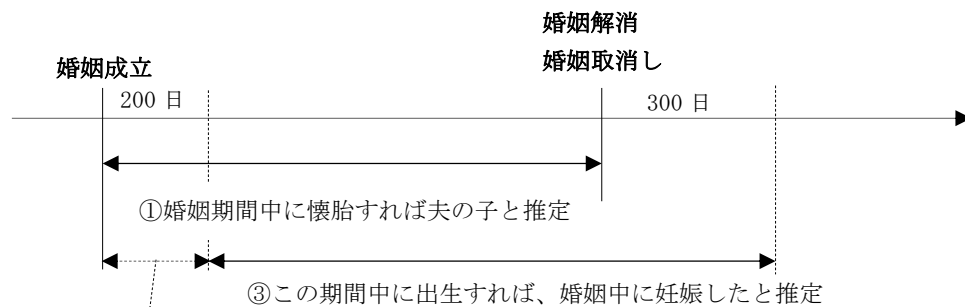
▼②の具体例

A男とB女が婚姻（結婚）し、婚姻後 200 日以内に、子Cが生まれた場合、「推定されない嫡出子（婚姻前に懐胎したものと推定）」となる

▼③の具体例

A男とB女が婚姻（結婚）し、婚姻後 200 日経過後に、子Cが生まれた場合、Cは夫Aの子であると推定される

A男とB女が婚姻を解消してから 300 日以内に、子Cが生まれた場合、Cは夫Aの子であると推定される



②この期間中に出生した子は  
「推定されない嫡出子」  
=嫡出子ではあるが、嫡出は推定されない